

鹿児島県高等学校体育連盟細則

第一章 総 則

第1条 この細則は、鹿児島県高等学校体育連盟規約第八章第21条に基づいて定める。

第2条 この細則の改廃は理事会において審議し、評議員会の承認を得て執行する。

第二章 組織に関する事項

第3条 県内各地区は次の市郡をもって構成する。

- 鹿児島地区 (鹿児島市)
- 南薩地区 (指宿市・南九州市・南さつま市・枕崎市)
- 日置地区 (いちき串木野市・日置市)
- 北薩地区 (薩摩川内市・薩摩郡・出水市・阿久根市)
- 始良・伊佐地区 (霧島市・伊佐市・始良市)
- 大隅地区 (曾於市・志布志市・曾於郡・肝属郡・鹿屋市・垂水市)
- 熊毛地区 (西之表市・熊毛郡)
- 大島地区 (奄美市・大島郡)

2 各学校の所属は、その学校の所在する市郡の属する地区とする。

第三章 役員に関する事項

第4条 会長・副会長・監事は評議員会において選出する。

第5条 理事は次の推薦母体から選出された者とする。

- (1) 地区代表 11人 (鹿児島地区4人, その他の地区各1人)
- (2) 競技専門部代表 2人
- (3) 研究部代表 2人

2 理事長が選出された地区は理事を補充する。

第6条 理事長は理事会で互選する。

第7条 常任理事は理事会の推薦により選出し、評議員会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

2 常任理事は鹿児島地区理事(4人)、競技専門部・研究部理事(各1人)をもってこれに充てる。

第8条 評議員は各地区会長並びに各地区から選出された代表者(各地区1人)をもってこれに充てる。

第9条 本連盟の役員はすべて本連盟加盟校に属していなければならない。

第四章 会計に関する事項

第10条 加盟校の負担金は次のとおりとする。

- (1) 全日制学校負担金 $860円 \times 生徒数$
ただし、熊毛及び大島地区は、 $640円 \times 生徒数$ とする。
- (2) 定時制、通信制学校及び特別支援学校負担金 $430円 \times 生徒数$ (ただし、3年生まで徴収する。)
ただし、熊毛及び大島地区は、 $320円 \times 生徒数$ (ただし、3年生まで徴収する。)
とする。

第11条 加盟校は当該年度の4月15日現在の生徒数(同日現在の休学者を除く。)で負担金を計算し、各地区高等学校体育連盟事務局に納入する。

2 各地区高等学校体育連盟事務局は、負担金の9割を県高等学校体育連盟事務局に原

則として4月末日までに納入する。

3 負担金の1割は、各地区高体連運営費とする。

第12条 県高等学校総合体育大会参加負担金は次のとおりとする。

- (1) 参加申込生徒一人当たり800円とする。
- (2) 各専門部は参加申込生徒数及び大会直前に選手の追加のある専門部は選手の追加を確認して参加生徒数を県高体連事務局へ報告する。
- (3) 県高体連事務局は、各加盟校の参加申込生徒数を集約し、加盟校に報告する。
- (4) 各加盟校は、別途定められた期日までに大会参加負担金を県高体連事務局に直接納入する。
- (5) 県の補助金が交付される年度においては、同負担金を納入しないことができる。

2 県高等学校新人体育大会参加負担金は次のとおりとする。

- (1) 参加申込生徒一人当たり500円とする。
- (2) 各専門部は参加申込生徒数及び大会直前に選手の追加のある専門部は選手の追加を確認して参加生徒数を県高体連事務局へ報告する。
- (3) 県高体連事務局は、各加盟校の参加申込生徒数を集約し、加盟校に報告する。
- (4) 各加盟校は、別途定められた期日までに大会参加負担金を県高体連事務局に直接納入する。

第13条 特例参加による学校の負担金は、第10条に沿うものとし、原則として大会参加申込締切日までに、参加生徒数分を県高等学校体育連盟事務局に納入する。

附 則

この細則は昭和60年4月1日から実施する。

この細則は平成18年4月1日から実施する。

この細則は平成23年4月1日から実施する。

この細則は平成25年4月1日から実施する。

この細則は平成26年4月1日から実施する。

この細則は平成27年4月1日から実施する。

この細則は平成31年4月1日から実施する。

改 正

- 1 第四章 第11条 改正（平成2年3月）
- 2 第四章 第10条～第12条 改正（平成4年11月）
- 3 第四章 第13条 追加（平成6年2月）
- 4 第四章 第13条 改正（平成9年2月）
- 5 第四章 第10条 第11条 第13条 改正（平成14年2月）
- 6 第四章 第12条を削除し第13条を第12条とする（平成18年3月）
- 7 第二章 第3条 改正（平成23年2月）
- 8 第三章 第5条 改正（平成23年2月）
- 9 第四章 第10条～第12条 改正（平成25年2月）
- 10 第四章 第12条 改正（平成26年2月）
- 11 第四章 第12条 改正（平成27年4月）
- 12 第一章から～第四章 修正，四章 第11条～第12条改正（平成31年2月）
- 13 第四章 第10条 改正（平成31年4月）